平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県内建設企業等の技術力の強化、公共工事の品質向上及び地域経済の活性化を図るため、新技術開発意欲のある県内建設企業等を支援する「平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業」について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）県内建設企業等　青森県内に本店を置く建設業者又は建設関連業者をいう。

（２）建設新技術開発活用　従来技術より活用効果の高い建設工事に関連する工法、材料、製品、自社独自の業務支援ソフトウェア並びに生産性を向上させるための所有技術等改良アイディア等（以下「建設新技術等」という。）を開発し、又は開発しようとするもので、次の要件のいずれにも該当するものとする。

ア　県内建設企業等が開発の中心となっていること。

イ　次のいずれかの項目の改善や向上に適合していること。

（ア）省力化

（イ）経済性

（ウ）施工性

（エ）耐久性

（オ）安全性

（カ）作業環境

（キ）周辺環境への影響抑制

（ク）地球環境への影響抑制

（ケ）品質

（コ）景観

（サ）省資源・省エネルギー

（シ）木材利用

（ス）リサイクル

（セ）その他技術的問題の解決

ウ　建設工事に利用可能なものであること。

エ　県内建設企業等による施工が可能なものであること。

オ　関係法令に適合すること。

カ　日本工業規格（ＪＩＳ）に規格の定めがある場合、それに適合するものであること。

キ　国及び県が定める共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に規格の定めがある場合、それに適合するものであること。

ク　特許権等の知的財産権については、関係法令に基づき、申請者の責任において取り扱われるものであること。

（支援の内容）

第３条　県は、新技術開発意欲のある県内建設企業等に対して、次の支援を行う。

（１）相談窓口支援

青森県県土整備部監理課内に建設新技術等開発活用に関する相談窓口を設置し、相談内容に応じて関係課と連携して必要な情報提供及び助言等を行う。

（２）建設新技術開発活用

　　ア　支援事業

建設新技術等開発活用の初期段階において必要となる、技術的実現可能性、需要予測、開発コスト、開発スケジュール等に係る調査に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助する。

　　イ　支援対象経費

支援事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類（チケットの写し又は領収書等）によって金額が確認できるものとする。

ウ　支援予定件数

３件

ただし、申請件数や申請金額に応じ、予算の範囲内で支援件数を変更する場合がある。

（申請方法）

第４条　建設新技術等開発活用への支援を希望する県内建設企業等は、平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業申請書（第１号様式）及び概要説明書（第２号様式）を青森県県土整備部監理課建設業振興グループに持参又は郵送により提出するものとする。ただし、申請に係る費用は、申請者の負担とする。

（申請期間）

第５条　前条の申請期間は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 希望する支援 | 申　請　期　間 |
| 相談窓口支援 | 随時受付 |
| 建設新技術開発活用支援 | 令和元年７月３１日（水）まで |

（審査及び選定）

第６条　県は、申請書等を確認の上、青森県県土整備部内に設置する審査会において、書面審査により、支援事業の選定を行う。なお、審査に際しては、必要に応じて申請者から申請内容のヒアリングを行い、又は追加資料の提出を求めるものとする。

２　審査の結果については、申請者に通知するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、相談窓口支援のみの申請については、同項の審査会の審査を行わないものとする。

（建設新技術開発活用支援の取扱い）

第７条　県は、前条第１項の規定による審査の結果、「建設新技術開発活用支援」として選定された建設新技術等開発活用については、平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

（申請者の責任）

第８条　平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業に係る申請者の建設新技術等開発活用に関する苦情及び紛争等への対応は、申請者の責任において行うものとする。

（書類の提出部数）

第９条　書類の提出部数は、正本１部とする。

（書類提出先及び問合せ先）

第１０条　申請書等の書類提出先及び問合せ先は、次のとおりとする。

青森県県土整備部監理課　建設業振興グループ

　〒０３０－８５７０　青森県青森市長島１－１－１　県庁北棟３階

ＴＥＬ ０１７－７３４－９７０６ ＦＡＸ ０１７－７３４－８１７８

　　　附　則

　１　この要領は、平成３１年４月１５日から施行する。

　２　この要領を一部改正し、令和元年６月６日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

　　年　　月　　日

青森県知事　三　村　申　吾　様

申請者　　所在地

　　　　　商号

代表者氏名　　　　　　　　印

（担当者氏名・電話番号）

平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業申請書

　平成３１年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業実施要領第４条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１．建設新技術等の名称

２．提出書類

（１）概要説明書（必須）

（２）その他参考資料（任意）

　　　パンフレット、説明資料等

第２号様式（第４条関係）

［建設新技術等の名称］概要説明書（１／３）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術分野 | □維持管理分野　　□建築分野　　□その他一般分野 |
| 必要とする支援 | □相談窓口支援　　□建設新技術開発活用支援 |
| 区分 | □工法　　□材料　　□製品□自社独自の業務支援ソフトウェア□所有技術等改良アイディア　　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 改善、向上項目（複数選択可） | □省力化　　□経済性　　□施工性　　□耐久性　　□安全性□作業環境　□周辺環境への影響抑制　□地球環境への影響抑制□品質　　　□景観　　　□省資源・省エネルギー　□木材利用□リサイクル　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 開発体制 | □単独　　□産・産　　□産・学　　□産・官　　□産・官・学 |
| 共同開発者の名称等（開発体制が単独であるものを除く。） | 名　　　称 | 所在地市町村 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 公的支援関連の有無 | □なし　　□あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 該当する基準 | 項目※該当するものに○印 | 番号・基準等名称 |
|  | 日本工業規格 |  |
|  | 共通仕様書 |  |
|  | その他 |  |
| 日本工業規格、共通仕様書への適合状況 | 基準・試験等名称 | 規格値 | 試験値 | 判　定 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 他の認定登録の状況 | 認定項目※該当する項目に○印 | 登録番号 | 登録年月日 |
|  | ＮＥＴＩＳ |  | Ｈ　　． ． |
|  | レッツbuyあおもり |  | Ｈ　　． ． |
|  | 青森県リサイクル製品認定制度 |  | Ｈ　　． ． |
|  | 新製品登録（青森県県土整備部） |  | Ｈ　　． ． |
|  | その他（　　　　　　　　　　） |  | Ｈ　　． ． |

※当該様式に記入しきれない場合は、別紙に整理して差し支えないこと。その場合は、当該欄に「別紙参照」と記入すること。

［建設新技術等の名称］概要説明書（２／３）

|  |
| --- |
| 建設新技術等の概要 |
| １．建設新技術等の紹介２．公共工事での適用可能性等のアピールポイント３．開発の進捗段階における課題や問題点 |
| 改善（向上）した点及び期待される効果 |
| １．従来と比較して改善（向上）する点２．期待される効果（新技術開発活用のメリット） |
| 適用条件 |
| １．自然条件２．現場条件３．関係法令等 |
| 適応範囲（地形、地質、気象条件、設計条件等の説明） |
| １．適応可能な範囲２．特に効果が高い適応範囲３．適応できない範囲４．適応するに当たり、関係する基準及びその引用元 |
| その他特許等の出願状況や留意事項等 |
|  |

［建設新技術等の名称］概要説明書（３／３）

|  |
| --- |
| 相談窓口支援の申請者のみ要記載 |
| １．相談事項について |
| 建設新技術開発活用支援の申請者のみ要記載 |
| １．開発の状況、課題２．事業スケジュール　※外部の講師・専門家等を招いての勉強会、市場調査などの実施スケジュールを記載してください。　※任意の様式を用いて、別紙としても結構です。３．業務の一部委託（１）委託理由　（２）委託予定先　（３）選定理由　（４）委託内容　（５）委託期間※調査の一部を第三者に委託する場合は記載してください。委託する予定がない場合は記載不要です。４．所要経費の概算　①外部講師等謝金・旅費　②研修調査費　③調査研究費※任意の様式を用いて、別紙としても結構です。 |

※希望する支援の項目に記入すること。希望しない支援の欄は削除すること。